

(別紙)

国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(一) 共済組合法関係 第40条関係 1 [略] 2 [略] (1) <u>昇給、降給等により固定的給与の変動</u>があり、当該変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額（当該額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。次号及び第3号において同じ。）を報酬月額として算定した標準報酬の等級と既に決定又は改定されている標準報酬（以下「従前標準報酬」という。）の等級に2等級以上の差がある場合 (2) 退職等年金給付事務（退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収をいう。以下同じ。）に関する標準報酬の等級が第31級である者の報酬月額が昇給等により<u>固定的給与の増額</u>があり、<u>増額</u>があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が665,000円以上である場合 (3) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第49級である者の報酬月額が昇給等により<u>固定的給与の増額</u>があり、<u>増額</u>があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で	(一) 共済組合法関係 第40条関係 1 [同左] 2 [同左] (1) <u>固定的給与の変動（給与体系の変更により報酬の増減があつた場合をいう。以下同じ。）</u>があり、当該変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額（当該額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。次号及び第3号において同じ。）を報酬月額として算定した標準報酬の等級と既に決定又は改定されている標準報酬（以下「従前標準報酬」という。）の等級に2等級以上の差がある場合 (2) 退職等年金給付事務（退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収をいう。以下同じ。）に関する標準報酬の等級が第31級である者の報酬月額が昇給等により<u>固定的給与の変動</u>があり、<u>変動</u>があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が665,000円以上である場合 (3) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第49級である者の報酬月額が昇給等により<u>固定的給与の変動</u>があり、<u>変動</u>があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で

除して得た額が1, 415, 000円以上である場合

- (4) 標準報酬の等級が第1級である者の報酬月額（退職等年金給付事務に関する報酬月額については83, 000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53, 000円未満である場合に限る。）が昇給等により固定的給与の増額があり、増額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額（当該報酬月額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。第5号、第6号及び第7号において同じ。）が第2級以上の標準報酬に該当する場合
- (5) 退職等年金給付事務に関する標準報酬の等級が第32級である者の報酬月額（報酬月額が665, 000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の減額があり、減額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第31級以下の標準報酬に該当する場合
- (6) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第50級である者の報酬月額（報酬月額が1, 415, 000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の減額があり、減額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第49級以下の標準報酬に該当する場合
- (7) 標準報酬の等級が第2級である者の報酬月額が降給等により固定的給与の減額があり、減額があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総

除して得た額が1, 415, 000円以上である場合

- (4) 標準報酬の等級が第1級である者の報酬月額（退職等年金給付事務に関する報酬月額については83, 000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53, 000円未満である場合に限る。）が昇給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額（当該報酬月額に円位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。第5号、第6号及び第7号において同じ。）が第2級以上の標準報酬に該当する場合
- (5) 退職等年金給付事務に関する標準報酬の等級が第32級である者の報酬月額（報酬月額が665, 000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第31級以下の標準報酬に該当する場合
- (6) 短期給付等事務に関する標準報酬の等級が第50級である者の報酬月額（報酬月額が1, 415, 000円以上である場合に限る。）が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総額を3で除して得た報酬月額が第49級以下の標準報酬に該当する場合
- (7) 標準報酬の等級が第2級である者の報酬月額が降給等により固定的給与の変動があり、変動があつた月から継続した3月間に受けた報酬の総

額を3で除して得た報酬月額が、退職等年金給付事務に関する報酬月額については83,000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53,000円未満である場合 3 欠勤、休職その他の理由（以下「休職等」という。）により報酬の全部又は一部が支給されないこととなつた場合（国家公務員育児休業法第26条第2項及び勤務時間法第20条の2第3項の規定により一部が支給されない場合その他これらに相当する法令の規定により一部が支給されない場合を除く。）においては、その者の<u>固定的給与の減額</u>はないものとする。 [4・5 略] 6 随時改定を行う場合には、原則として、<u>第2項第1号の昇給、降給等</u>があつた月の翌々月を法第40条第10項に規定する「その著しく高低を生じた月」とし、その翌月の初日において行うものとする。 [7～15 略]	額を3で除して得た報酬月額が、退職等年金給付事務に関する報酬月額については83,000円未満、短期給付等事務に関する報酬月額については53,000円未満である場合 3 欠勤、休職その他の理由（以下「休職等」という。）により報酬の全部又は一部が支給されないこととなつた場合（国家公務員育児休業法第26条第2項及び勤務時間法第20条の2第3項の規定により一部が支給されない場合その他これらに相当する法令の規定により一部が支給されない場合を除く。）においては、その者の<u>固定的給与の変動</u>はないものとする。 [4・5 同左] 6 随時改定を行う場合には、原則として、<u>固定的給与の変動</u>があつた月の翌々月を法第40条第10項に規定する「その著しく高低を生じた月」とし、その翌月の初日において行うものとする。 [7～15 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この改正は、令和8年10月1日から適用する。